

## 申8号「新型コロナウイルス感染症発生に伴う休業の実施等に関する申し入れ」について

ジェイアールバス東北会社では、新型コロナウイルス感染症拡大による運休拡大のため、国の雇用調整助成金を活用し「休業」の取り扱いを行っています。

バス東北本部は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い全国に緊急事態宣言が発表されるなど、これまでに経験したことのない非常事態と捉えており、一刻も早く組合員・社員の不安を解消するためにも必要な措置であると考え、各分会代表者との議論を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症発生に伴う休業の実施ならびに雇用調整助成金の申請に関する確認メモ」を労使で確認してきました。

しかし、これまでに例のない休業の取り扱いを受け、組合員・社員は多少なりとも疑問や不安を抱えていることも確かです。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い感染した場合の会社としての対応を明確にしてほしいとの声も多く聞かれます。

社員が安心して働ける職場をつくり出し、大変な状況を労使一体となって乗り越えていくために下記の通り申し入れを行いました。

1. 新型コロナウイルス感染症発生に伴う休業の実施に至った経緯を明らかにすること。
2. 雇用調整助成金を活用することで、経営の安定を図り、社員の雇用を守ること。
3. 秋田支店を全休とした理由及び再開の見通しを明らかにすること。
4. 秋田支店以外の対象箇所において、休業となる対象人数と今後の運休・減便拡大について明らかにすること。
5. 休業対象箇所においては、柔軟に対応し公平な勤務配を行うこと。
6. 緊急事態宣言延長により保育園、幼稚園、各学校の休校が延長になるのに伴い、負担の増える家庭を持つ社員に対し特別休暇等の優遇措置を設けること。
7. 組合員・社員及び家族に感染の可能性があり出勤できない場合の勤務の取り扱いは、有給の休暇とし、感染者が出た際の対応を組合員・社員に周知すること。
8. 職場で問題が発生した場合は、その都度協議を行うこと。

組合員・社員の不安解消のため団体交渉を行います。  
全組合員でこの難局を乗り越えていきましょう！